

入札参加心得

(趣旨)

第1条 仙南地域広域行政事務組合(以下、「組合」という。)の契約に係る競争入札に参加する者は、組合財務規則(昭和51年規則第1号)及び建設工事執行規則(平成6年規則第5号)その他の法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

(入札参加資格者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することはできない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 入札に際して、不正行為等を行ったと認められる者
- (3) 入札日において、指名を取り消されている者
- (4) 委任状を持参しない代理人
- (5) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しない者。ただし、入札保証金の納付を免除されたものは、この限りでない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者
- (7) 契約予定金額が2千5百万円以上になる建設工事等(建築一式工事においては、5千万円以上)の入札に参加するもので、選任の主任技術者を常駐させることが出来ない場合。

(入札保証金)

第3条 入札参加者又はその代理人は、入札の前に、入札者が見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、競争入札通知において入札保証金の納付を免除された場合は、この限りではない。

2 入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者には契約締結後に、落札者以外の者には入札終了後に返還する。

3 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金又はこれに代わる担保は組合に帰属する。ただし、落札者が入札保証金の納付を免除された者の場合は、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収することがある。

(入札等)

第4条 入札参加者は、配付された仕様書・図面等を熟覧の上、入札しなければならない。また、仕様書・図面等について疑義があるときは、組合指定用紙に記載し、担当課長が指定する日時までにその説明をもとめることができる。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

2 閲覧による場合、入札参加者は、仕様書・図面等の貸し出しを求められることができる。なお、貸し出しを受けた仕様書・図面等は速やかに返還しなければならない。

3 入札参加者は、配付された仕様書・図面等を入札会開催前の事務手続き時に必ず返却しなければならない。

4 代理人をもって入札する者は、入札に関する委任状を持参の上、提出しなければならない。

5 入札書は、建設工事執行規則第7条第1項に定める様式により作成し、封かんの上、入札者の氏名及び件名を表記し、指名通知書に示した時刻、又は入札執行者が指示する時刻までに入札箱に投函しなければならない。

6 入札参加者は、第2条(1)又は(6)に掲げるものを入札代理人とすることはできない。

7 入札参加者は、入札に際し入札書に使用する認印を持参しなければならない。

8 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税抜きの金額を入札書に記載すること。

(入札の辞退)

第5条 指名競争入札において指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を企画財政課長に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到着するものに限る。)をもって行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の延期等)

第7条 入札前において、天災事変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

2 入札参加者が不穩の行動を示す等入札を公正に執行することができないと認められるときも前項と同様とする。

(開札)

第8条 開札は、入札書投函終了後、直ちに当該入札場所において入札者立会いで行うものとする。

(失格)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札を行った者は、失格とする。

(1) 入札会の定刻までに入室し、事務手続きの完了していない者。なお、無断欠席した場合、適正な入札の妨げになることから、以後の指名を行わない場合があります。

(2) 最低制限価格を設けている入札において、最低制限価格未満の価格で入札をした者

(3) 指示した事項及び入札に関する条件に違反した者で、入札に参加させることが不相当と認められる者

(無効の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 記名押印及び訂正印を欠く入札

(2) 無資格者の入札

(3) 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札

(4) 入札要件の記載が確認できない入札

(5) 2通以上の入札をした者の入札

(6) 同一件名の入札において、2人以上の代理をした者の入札

(7) 同一件名の入札において、入札者本人が、他人の代理を兼ねてした入札

(8) 委任者名を併記しない代理人のした入札

(9) 再度の入札において、前回の最低価格と同額、又は上回る入札

(10) 建設工事の入札において、1回目の入札時に工事費内訳書の提出がない場合、又は不備がある場合(入札金額と内訳金額が一致しない場合等)

(再度入札)

第11条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、1回目の入札が無効となった者は入札できないものとする。

(落札者の決定)

第12条 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けていない場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が、2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

3 落札者は、確認のため入札書又は見積書に認印するものとする。

(仮契約)

第13条 1億5千万円以上の請負契約予定金額又は予定価格が2千万円以上の財産の取得若しくは処分の場合には、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和46年条例第7号)の規定により組合議会の議決を経てから契約の効力が生ずることとなるので、それまでは仮契約の締結を行うものとする。

(異議の申立)

第14条 入札をした者は、入札後に本心得書、仕様書、図面等についての不明、又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。